

面談による相談もできます

人権推進センター(小倉北区大手町、大手町ビル8階)では、電話相談のほか、人権擁護委員との面談による相談も受け付けています。相談者の個人情報や相談内容を相談員が外部に漏らすことは絶対にないので、安心して相談してくださいね。



人権擁護委員
私たちに電話して
人権問題で悩んだら



人権擁護委員ってどんな人?

人権擁護委員は、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしたりしている民間ボランティアです。市内には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が35人います。人権推進センターや法務局のほか、各区役所で開催される「法律人権相談」などで人権相談を受け、人権侵害による被害者の救済、問題解決のお手伝いをしていきます。



法務省人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん



北九州市人権の約束事運動マスコットキャラクター「モマルくん」

©ほげいわむつみ

今年

人権擁護委員制度70周年
世界人権宣言70周年です!

人権相談窓口
相談専用電話

☎562-5088

人権推進センターの
相談専用電話です。
受付日時/月～金曜日
8時30分～17時(祝・
休日、年末年始を除く)

みんなの人権110番
(全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110

差別や虐待、パワーハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員か人権擁護委員がお受けします。一人で悩まず、ぜひ私たちに電話してみてください。

受付日時/月～金曜日8時
30分～17時15分(祝・休日、
年末年始を除く)

特集は2ページにつづくよ



特集 人権について考えよう

7月は福岡県同和問題
啓発強調月間です

本市は、「北九州市人権行政指針」に基づき、市民一人一人が人権尊重の精神を正しく身に付け、人権を尊重することが当たり前前の社会となる人権文化のまちづくりを推進しています。また、本市独自の人権の約束事運動「ほっとハート北九州」により人権尊重の輪を市民に広げるなど、人権に関するさまざまな活動を展開しています。

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です。本市では、講演会や街頭啓発などを行います。皆さんも人権問題を考える機会にしてみませんか。

人権擁護委員が人権推進センターや福岡法務局北九州支局で、電話や面談による相談に応じています。同和問題やいじめ、体罰、ハラスメント、障害のある人への差別など、人権に関するあらゆる相談をすることが出来ます。もし、あなたやあなたの周りの人が人権問題で悩んでいたら、どんなことでも相談してください。